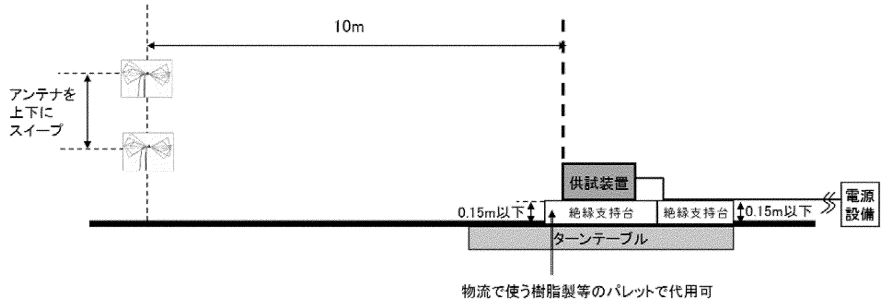
別図第八号　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の測定（電気自動車用非接触電力伝送装置）



○総務省告示第七十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)(九)及び(2)(九)の規定並びに第十号の(9)の規定に基づき、利用周波数による発射による電波の強度に対する安全施設の状況について、次のように定める。

平成二十八年三月十五日　　総務大臣　山本　早苗

一　一般用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、次に規定する電波の強度の値を超えないよう措置されていること。

周波数	電界強度（V/m）	磁界強度（A/m）	平均時間
425kHz以上524kHz以下	275	$2.18\,f^{-1}$	6分
6.765MHz以上6.795MHz以下	$824\,f^{-1}$	$2.18\,f^{-1}$	

注1　fは、MHzを単位とする周波数である。
2　電界強度及び磁界強度は、実効値とする。
3　同一場所若しくはその周辺の複数の設備が電波を発射する場合又は一の設備が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値が1を超えてはならない。

二　電気自動車用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、次に規定する人体が電波に不均一にばく露される場合の電波の強度の値を超えないよう措置されていること。

周波数	電界強度の空間的平均値（V/m）	磁界強度の空間的平均値（A/m）	平均時間
79kHz以上90kHz以下	894	72.8	1秒未満

注1　電界強度及び磁界強度は、実効値とする。
2　同一場所若しくはその周辺の複数の設備が電波を発射する場合又は一の設備が複数の電波を発射する場合は、各周波数の表中の値に対する割合の和の値が1を超えてはならない。

三　一及び二における電波の強度の値については、電界強度又は磁界強度を測定する方法で確認するほか、総務大臣が適当と認める方法により確認することができる。

○総務省告示第七十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日　　総務大臣　山本　早苗

第一注1中「又は無電極放電ランプ」を「、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置又は電気自動車用非接触電力伝送装置」に、「又は「無電極放電ランプ」を「、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」又は「電気自動車用非接触電力伝送装置」に改める。

第二に次のように加える。

7　一般用非接触電力伝送装置の場合

(1)　1枚目

長

設計書			整理番号	
			指定番号	
1　型式名			2　製造業者名	
3　電力伝送の方式			4　高周波出力	
5　利用周波数				
6　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	(1)　150kHz以上500kHz以下	(2)　500kHzを超え5MHz以下	(3)　5MHzを超え30MHz以下
	準尖頭値			
	平均値			
7　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	(1)　150kHz以上526.5kHz未満	(2)　526.5kHz以上1,606.5kHz以下	(3)　1,606.5kHzを超え4MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(4)　4MHzを超え6.765MHz未満	(5)　6.765MHz以上6.776MHz以下	(6)　6.776MHzを超え6.795MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(7)　6.795MHzを超え11MHz以下	(8)　11MHzを超え20.295MHz未満	(9)　20.295MHz以上20.385MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(10)　20.385MHzを超え30MHz未満	(11)　30MHz以上33.825MHz未満	(12)　33.825MHz以上33.975MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(13)　33.975MHzを超え80.872MHz以下	(14)　80.872MHzを超え81.88MHz未満	(15)　81.88MHz以上134.786MHz以下